

1392

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人横田会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市北区植木町鑑田1025番地
- (3) 設立認可年月日 昭和39年12月26日
- (4) 設立登記年月日 昭和40年 1月20日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	向陽台病院	熊本県熊本市北区植木町鑑田 1025番地	精神病床 198床
診療所	メンタルクリニック保田窪	熊本県熊本市東区保田窪5丁目 10番地23号	無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
相談支援事業 地域生活支援センターなでしこ	熊本県熊本市北区植木町投刀塚 295番地2	
就労継続支援B型 ワークスみらい	熊本県熊本市北区植木町鑑田 1031番地2	
グループホーム事業所	熊本県熊本市北区植木町投刀塚 315番地1	
地域活動支援センターI型 地域生活支援センターなでしこ	熊本県熊本市北区植木町投刀塚 295番地2	
訪問看護ステーションステップ	熊本県熊本市北区植木町投刀塚 315番地1	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 2 7 日	令和3年度決算の決定
〃	役員報酬
令和 4 年 1 2 月 9 日	理事の選任
令和 5 年 3 月 1 0 日	令和5年度事業計画及び収支予算
〃	役員退職慰労金

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (9) その他

なし

様式 2

法人名 医療法人横田会
所在地 熊本県熊本市北区植木町鑑田1025

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	3,041,338 千円
2. 負 債 額	266,085 千円
3. 純 資 産 額	2,775,253 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,626,579
B 固 定 資 産	1,414,759
C 資 産 合 計 (A+B)	3,041,338
D 負 債 合 計	266,085
E 純 資 産 (C-D)	2,775,253

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	☐ 賃借	☒ 部分的に賃借
建 物	(☒ 法人所有	☐ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人横田会
所在地 熊本県熊本市北区植木町鑑田1025

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,626,579	I 流 動 負 債	162,381
現金及び預金	1,211,717	支 払 手 形	0
事業未収金	315,228	買 掛 金	11,610
有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
た な 卸 資 産	4,488	未 払 金	124,965
前 渡 金	8,250	未 払 費 用	0
前 払 費 用	203	未 払 法 人 税 等	18,651
繰延税金資産	0	未 払 消 費 税 等	309
その他の流動資産	86,693	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,414,759	前 受 金	0
1 有 形 固 定 資 産	1,314,353	預 り 金	6,846
建 物	980,591	前 受 収 益	0
構 築 物	14,609	賞 与 引 当 金	0
医療用器械備品	9,236	その他の流動負債	0
その他の器械備品	17,716	II 固 定 負 債	103,704
車両及び船舶	1,720	医 療 機 関 債	0
土 地	284,606	長 期 借 入 金	66,662
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	5,875	退職給付引当金	33,704
2 無 形 固 定 資 産	2,004	その他の固定負債	3,338
借 地 権	0	負 債 合 計	266,085
ソフトウェア	1,430	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	574	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	98,402	I 資 本 剰 余 金	4,769
有 価 証 券	0	II 積 立 金	2,770,484
長期貸付金	0	代 替 基 金	0
長期前払費用	50,870	工賃変動積立金	606
繰延税金資産	0	設備等整備積立金	611
その他の固定資産	47,532	繰越利益積立金	2,769,267
		III 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	
		純 資 産 合 計	2,775,253
資 産 合 計	3,041,338	負債・純資産合計	3,041,338

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人横田会

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市北区植木町鏡田1025

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,792,879
2 事業費用		1,484,448
(1)事業費	1,484,448	
(2)本部費	0	
本来業務事業利益		308,431
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		133,911
2 事業費用		291,560
附帯業務事業損失		△157,649
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		150,782
II 事業外収益		
受取利息	246	
その他の事業外収益	22,605	22,851
III 事業外費用		
支払利息	1,729	
その他の事業外費用	0	1,729
経常利益		171,904
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,425	
その他の特別利益	19,814	21,239
V 特別損失		
固定資産売却損	449	
その他の特別損失	986	1,435
税引前当期純利益		191,708
法人税・住民税及び事業税	52,283	
法人税等調整額	0	52,283
当期純利益		139,425

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名

医療法人植田会

所在地

熊本県熊本市北区植木町麓田1025番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人横田会

理事長 横田 周三 殿

私たちは、医療法人横田会の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 15 日

医療法人横田会

監事

監事

原本に相違ないことを証明します

令和 5 年 6 月 21 日

医療法人 横 田 会
理事長 横 田 周